

整理番号	計調一条申-9
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	確認、検査、許可、認定等の申請に係る手数料の減免
概要	建築確認、完了検査、中間検査、その他建築基準法に基づく許可、認定等の申請にかかる手数料は、大阪市建築基準法施行条例第6条に金額が定められていますが、市長は、災害時における応急仮設建築物の建築、被災家屋の建替えその他これらに類する特別の事由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市建築基準法施行条例第8条第3項 (平成12年4月1日条例第62号) (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>◎「特別の事由」とは、次の場合をいう。 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類するもの（以下「災害等」という。）が発生した場合。</p> <p>◎手数料の減免を受けようとする者は、被災を証明するもの（被災証明、罹災証明）を提出しなければならない。</p>
標準処理期間	1日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	申請書および添付図書(被災を証明するもの等)を都市計画局建築指導部建築企画課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 事前に確認、検査、許可、認定等の担当と協議を行ったうえ、申請を行ってください。